○内閣府告示第八百二十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第千七百九十一号をもって公示した地域再生計画の変更を平成三十年三月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　守谷市
二　地域再生計画の名称　「農が繋ぐまち地域資源連携推進」プロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　守谷市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第八百二十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第二千五百十六号をもって公示した地域再生計画の変更を平成三十年三月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　那珂市
二　地域再生計画の名称　いい那珂暮らし魅力発信定住促進事業
三　地域再生計画の区域の範囲　那珂市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第八百二十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第三千九十八号をもって公示した地域再生計画の変更を平成三十年三月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　茨城県東茨城郡大洗町
二　地域再生計画の名称　ビーチスポーツを核にした海辺の賑わい創出プロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　茨城県東茨城郡大洗町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第八百二十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第百七十三号をもって公示した地域再生計画の変更を平成三十年三月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　茨城県東茨城郡大洗町
二　地域再生計画の名称　大洗学び舎プロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　茨城県東茨城郡大洗町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第八百三十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第千七百九十八号をもって公示した地域再生計画の変更を平成三十年三月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　茨城県那珂郡東海村
二　地域再生計画の名称　インターンシップを核とした産学官連携による原子力人材育成・確保支援事業
三　地域再生計画の区域の範囲　茨城県那珂郡東海村の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第八百三十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第千二百号をもって公示した地域再生計画の変更を平成三十年三月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　茨城県久慈郡大子町
二　地域再生計画の名称　アートを活かしたまちづくり推進計画
三　地域再生計画の区域の範囲　茨城県久慈郡大子町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第八百三十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第三千九十九号をもって公示した地域再生計画の変更を平成三十年三月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　茨城県久慈郡大子町
二　地域再生計画の名称　大子町特産品流通（地域商社）活動支援計画
三　地域再生計画の区域の範囲　茨城県久慈郡大子町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第八百三十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第十五号をもって公示した地域再生計画の変更を平成三十年三月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　茨城県猿島郡境町
二　地域再生計画の名称　「河岸のまちさかい」復興プロジェクト～「来て！見て！感じて！さかいまち」構築事業～
三　地域再生計画の区域の範囲　茨城県猿島郡境町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第八百三十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第千七百九十九号をもって公示した地域再生計画の変更を平成三十年三月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

○内閣府告示第八百二十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第三千九十八号をもって公示した地域再生計画の変更を平成三十年三月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三